

○鹿児島大学進取の精神チャレンジプログラム実施要項

平成25年2月19日

学長裁定

(目的)

第1 この要項は、鹿児島大学学生憲章(平成22年11月15日制定)の趣旨に則り、学生自らが企画・運営・実施する様々なプログラムの支援を通じて困難な課題に果敢に挑戦し、実践することによって鹿児島大学(以下「本学」という。)における進取の精神を継承していくことを目的とする。

(名称)

第2 この要項において支援するプログラムは、鹿児島大学進取の精神チャレンジプログラム(以下「進取の精神CP」という。)と称する。

(応募資格)

第3 進取の精神CPに応募できる学生は、本学学部学生及び大学院学生(外国人留学生を含む。)で個人又はグループとする。

2 前項のほか、学生が主体であれば教職員と連携して応募することを妨げない。

(応募条件)

第4 応募の条件は、実施期間内に終了する単年度の企画を原則とする。ただし、複数年を要する企画については継続申請を認めることがある。

2 卒業論文、卒業研究、正課等で取り組む内容の企画は不可とする。

(募集内容等)

第5 進取の精神CPで募集するテーマは原則として次のとおりとする。

(1) 一般部門

(2) 地方創生活動部門

2 募集内容、応募方法等は、別に定める募集要項による。

(審査委員会)

第6 一般部門の審査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 副学長及び学長補佐のうちから学長が指名する者

(2) 共通教育センター長

(3) 学生部長

(4) その他委員長が必要と認めた者

2 地方創生活動部門の審査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 学長が指名する学長補佐

(2) 地震火山地域防災センター長

(3) 研究推進部長

(4) その他委員長が必要と認めた者

3 審査委員会に委員長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

5 審査委員会は、応募プログラムについて、書類審査、プレゼンテーション等の方法により選考を行う。

(採択者の決定等)

第7 学長は、第6の審査委員会の選考を経て、予算の範囲内で採択プログラムを決定するものとする。

(成果発表)

第8 進取の精神CPに採択された者は、事業終了後にその成果を発表しなければならない。

(採択の取消し)

第9 学長は、採択された者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、審査委員会の議を経て、採択を取り消すことができる。

(1) 企画内容と実施事業の内容が著しく異なったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により採択されたとき。

(3) 本学の規則等に違反し、採択された者としての適格を欠くに至ったとき。

(事務)

第10 進取の精神CPに関する事務は、学生部学生生活課及び研究推進部社会連携課において処理する。

(雑則)

第11 この要項に定めるもののほか、進取の精神CPに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成25年2月19日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年6月3日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年6月3日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。